

動画制作に向けたブランド形成及びインフルエンサーを活用した
マーケティング業務委託
業務仕様書

1 業務の目的

2025年の訪日旅行者数は過去最高を記録しており、多くの都道府県ではコロナ禍前と比較し、外国人延べ宿泊者数が増加しています。三重県においてもコロナ禍前の水準にほぼ回復している状況にあるものの、延べ宿泊者数に対する外国人比率に目を移すと、三重県は全国平均と比べるとまだ低く、今後のインバウンド拡大余地が大きいと言えます。2025年のインバウンド消費動向調査によると、出発前に役立った旅行情報源で「動画サイト」が39.6%と二番目に多く、また一番目である「SNS(43.3%)」も多くの動画素材が活用されていることから、動画を制作・活用し、本県の認知度を高めつつ、即時性・視認性・共感性に富んだ積極的な情報発信を進めることが必要となります。

実施にあたっては、中長期的にターゲット市場別に県内のこういったコンテンツに親和性があるのかを調査・分析したうえで、その調査に基づいた動画制作をし、その動画を拡散するといった「①戦略策定」、「②動画制作」、「③拡散」の業務を実施することで、三重県の認知度向上に留まらず、実際の誘客と消費拡大につなげていきます。

本業務では、ターゲット市場ごとの調査・分析に加え、インフルエンサーを活用したマーケティングを実施し、次年度以降の業務につなげることを目的に実施します。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

3 業務内容

(1) ターゲット市場分析

本業務の目的を達するため観光客の潜在ニーズを捉え、ターゲット市場において県内のコンテンツとの親和性など、調査・分析すること。調査・分析するターゲット市場については以下の7市場とし、必要に応じてターゲット市場別にブランドコンセプトを策定すること。

- ア 台湾
- イ タイ
- ウ シンガポール
- エ インドネシア
- オ フランス
- カ ドイツ
- キ アメリカ

(2) インフルエンサーとの連携

- ア ターゲット市場分析を踏まえた親和性の高いインフルエンサーを各市場最低

1名招聘し、インフルエンサーのSNSなどを活用して、動画などを通じた本県の魅力発信を実施すること。

イ 本県が、名古屋や京都、大阪といったゴールデンルート上の大都市からのアクセスが便利であることを周知するため、インフルエンサーを起用した動画に、主要空港などから本県への交通アクセス情報を入れ、外国人観光客の視点で、移動に対する不安を解消するコンテンツを盛り込むこと。

ウ インフルエンサーが発信した情報が、上記（1）で分析をおこなった内容とおりの反応であったかを検証すること。

エ アメリカ市場においては、1名は三重県が指定するインフルエンサーを起用し、動画・写真撮影を行うこと。なお、招聘にあたってのインフルエンサーの出演料として2,000,000円、三重県までの移動、県内滞在・移動、撮影、米国向けの動画制作・編集、米国向け有名媒体への動画掲載等にかかる予算として8,000,000円を見積もりに含めること（渡航費は見積もりに含めない）。

【映像制作および取材の概要（予定）】

時期：令和8年11月上旬から中旬

期間：2泊3日

動画の内容：歴史・文化や自然、食を中心に撮影

・動画を用いた米国現地での情報発信を行うため、インフルエンサー1名、随行スタッフ1名を県内に招聘し、撮影を行う。招聘にあたり、県やインフルエンサー側と連絡をとり、協議しながら、事業全体の企画・調整、招聘の日程及び行程の調整、県内までの移動や県内滞在に必要な手配、撮影、招聘期間中の行程管理等の一切の業務を行うこと。

・県およびインフルエンサー側と協議のうえ、行程を作成すること。

・招聘にかかるすべての予約・手配（宿泊、食事、施設入場、体験、通訳者、旅行保険、航空券（国内）を含む移動手段等）を行い、費用を負担すること。なお、インフルエンサーと随行スタッフ1名は前後泊する。

・インフルエンサー用のヘアメイクを1名手配し、撮影行程に同行させること。

・県内の移動は専用車を利用すること。

・撮影にあたっては、撮影者以外で少なくとも1名以上が同行し、行程管理等を行うとともに、報告書作成用として被招聘者の取材の様子を各訪問先等で撮影し、報告書に記載すること。

・動画や写真の撮影・発信に際し、撮影許可の取得など必要な手続きを行うとともに、被写体及び映り込みの内容を慎重に確認し、必要に応じて掲載前に施設等の許諾を得ること。また、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

・インフルエンサー向けに台本を制作すること。なお、台本は日本語で可とする。

・撮影後は動画の制作・編集を行うとともに必要に応じて米国向けに必要な翻訳を行うこと。

・制作した動画を広く米国向けにPRし、本県の知名度向上につなげるため、発信

力のある媒体に本動画を掲載すること。なお、掲載にあたっては複数媒体を県に提案し、県とインフルエンサー側とで協議のうえ掲載を行うこととする。

・制作した動画をもとにしたブログ記事を作成し、媒体へ掲載するとともに動画を埋め込むこと。また、掲載する媒体について提案すること。

・インフルエンサー側と本業務の出演にあたって必要となる出演料の支払いや出演条件の整理等の調整や事務手続きの一切を行うこと。

オ エ以外に招聘するインフルエンサーは三重県と協議の上、決定すること。なお、渡航費も含め招聘に係る費用の支払いも含めた一切の手続き等は、受託者の負担により行うこと。

カ その他、話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること。

(3) 効果検証

以下の、ア、イなどを基に効果を検証し、(1)の市場分析内容のブラッシュアップをおこない、今後の効果的な情報発信の方向性等についてレポートを作成すること。

ア 提案に際しては、この取り組みにおけるKPIと設定理由、効果検証の方法を提示すること。

イ 訪日旅行の情報発信に強みを持つ、或いは知見のある企業や団体にヒアリングを実施すること。

(4) その他

ア 委託業務を総括する責任者を置き、三重県と常時連絡が取ることができる体制とすること。

イ ターゲット市場分析等におけるディレクションは、観光分野において実績があり、本県についての知見があるディレクターが担当すること。(別途提出する「企画提案書」にて実績を記載し、評価の対象とする。)

ウ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

エ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。

オ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。

カ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。

キ 本事業に係る調査、分析、策定、運用、インフルエンサー招聘、報告等の一切の経費(交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等)は、全て当初の契約金額に含むこと。

4 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書2部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア ターゲット市場分析結果

- ・ 7市場の分析結果等
 - イ インフルエンサーとの連携の概要と効果検証
 - ・ 招聘したインフルエンサー
 - ・ プロモーションを行った媒体
 - ・ プロモーションを行った効果検証
 - ウ 次年度に向けた、より効果的なプロモーション動画制作に向けた提案及び、プロモーション手法の提案
 - エ その他、三重県が指示したもの
- (2) 納品期限 令和9年3月26日(金)
- (3) 納品場所 三重県観光部海外誘客課
- 5 監督及び検査
契約条項の定めるところによる。
- 6 契約不適合責任
本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。
- 7 その他
- (1) 業務実施の条件
受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めることとする。
受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。
- (2) 業務遂行
本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
- (3) 再委託
契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 資料等の作成
成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。
- (5) 遵守すべき法令等
- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57

号)及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとするが、三重県が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知

的財産権」という。)を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

オ 受託者は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

カ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自

らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

キ この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

8 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 不破、磯田

電 話 : 059-224-2847

ファクシミリ : 059-224-2801

Email : inbound@pref.mie.lg.jp

以上